

足立区区民評価委員会公開等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区区民評価委員会条例施行規則（平成18年足立区規則第17号。以下「規則」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、足立区区民評価委員会及び足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号）第6条第1項に規定する分科会（以下「委員会等」という。）の会議の公開及び会議録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の会議の開催の周知)

第2条 委員会等の会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として委員会等の会議開催日の1週間前までに広報紙、ホームページ等により周知するものとし、周知後に、周知した内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 前項の規定による周知の内容は、委員会等の会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(会議録)

第3条 足立区区民評価委員会会長（以下「会長」という。）は、規則第5条の規定に基づき作成した会議録及び会議資料を区民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表することとする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当する場合には、その一部又は全部について、その閲覧に供さないことができる。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題及び議事概要
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(傍聴券)

第4条 委員会等の会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券は、当日先着順に交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、交付された日に限り傍聴することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、会長が認めた者は、傍聴することができる。

(傍聴人の入退場)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

- 2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、10人とし、会長が会場の都合等を勘案して減員することができる。

ただし、第4条第4項の規定により傍聴する者は、定員に含めない。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号のうち、いずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯した者
- (2) 酩酊していると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法で、自己の意思表示をしないこと。
- (2) 議事の進行を妨げる音を発し、又は声をたてないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第9条 傍聴人は、原則として傍聴席において写真撮影、ビデオ撮影及び録音をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(審議非公開の場合の退場)

第11条 規則第4条ただし書の規定により、会長が審議を公開することが適當でないとした場合、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱の規定に違反し、又は係員の指示に従わないときは、会長は、これを退場させることができる。

付 則 (21足政政発第63号 平成21年4月14日 政策経営部長決定)

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

付 則 (6足政政発第1801号 令和7年3月17日 政策経営部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。